

1. 自主活動についての規準

- (1) 校内においては、民主的ルールにもとづいて行われる自主活動を保障する。ただし、正常な学校運営をさまたげてはならない。
- (2) 集会、デモンストレーション等の校外活動は、各人の思想・信条にもとづき、個人の資格と責任において親権者またはそれにかかわる者の承諾と、学校への手続きを経て、参加することを認める。ただし、不正行為、暴力行為をしてはならない。

2. 校内外の生活規準

I 校内

- (1) 下校時刻はおそくとも 17 時を原則とする。クラブ活動その他でやむを得ず居残る場合は、校舎は 17 時以降定時制が使用することに留意すること。
- (2) 欠席および遅刻、早退ならびに欠課、見学の場合は、生徒手帳に記入の上担任に届出て、教科担任に連絡すること。
- (3) 校内で集会をしようとする場合は、責任者があらかじめ所定の用紙により届出ること。ただしクラス・クラブが所定の場所で行なう練習・会合の場合は必要としない。
- (4) 校内で掲示・文書の配布・集金活動をする場合は、あらかじめ届出て許可を得ること。

II 校外

- (1) 外出の際は家族と連絡をとること。
- (2) 高校生としてふさわしくない場所には出入りしないこと。
- (3) 休暇中グループで旅行・キャンプ等をする場合は、あらかじめ届出ること。
- (4) 旅行・アルバイトは、家族・担任・顧問等とよく相談してきめること。
- (5) 身分証明書は常に携帯すること。

III 服装・靴

- (1) 服装については清潔であり、学生らしい品位を保ち、華美にならないこと。
- (2) 通学時の履物は靴が望ましい。
- (3) 校内での上履は指示されたものを使用する。

IV 運転免許

バイク、自動車等の運転免許の取得については、進学及び就職が決まった生徒に限り、取得を許可する。ただし、在学中の運転は認めない。

自動車学校への通学は、所定の手続き書類を提出すること。